

令和9年度 吉野ヶ里町保育施設の利用について 支給認定申請（2・3号認定）の手引き

お問い合わせ先：吉野ヶ里町役場 こども・保健課子育て支援係
住所：〒842-8501 吉野ヶ里町吉田 1262 番地 2 電話：0952-37-0346

令和9年4月入所ご希望の方

育児休業中の方は、職場復帰の日が令和9年5月14日までの方が4月入所の対象となります。5月以降の入所を希望される場合は、この手引きで申込期間をご確認ください。

【第1次受付】

- ・受付期間 … 令和8年11月2日（月）～ 令和8年11月27日（金）
- ・提出先 … ※第1希望施設により提出先が異なります。

第1希望施設	提出先
吉野ヶ里こども園	吉野ヶ里こども園
認定こども園さらし	認定こども園さらし
くるみこども園	くるみこども園
吉野ヶ里保育園、ステラキッズ三神 スクルドエンジェル保育園吉野ヶ里園	吉野ヶ里町こども・保健課

※町外の施設を希望される場合は、施設所在地の市区町村へ申込の可否や受付期間をご確認いただき、締め切りの1週間前までにこども・保健課に提出してください。

- ・結果通知 … 令和9年2月上旬（予定）

【第2次受付】※第2次受付分は第1次受付の結果により、定員に余裕がある保育所のみ調整を行います

- ・受付期間 … 令和8年12月1日（火）～令和8年12月25日（金）
- ・提出先 … 「吉野ヶ里こども園」を第1入所希望の場合 → 吉野ヶ里こども園
上記以外の町内認可保育施設を第1入所希望の場合 → 吉野ヶ里町こども・保健課
- ・結果通知予定 … 令和9年3月上旬（予定）※第1次受付分の結果通知後の発送となります

申込に必要な書類

- ☐ ①支給認定申請書兼保育施設等利用調整申込書（児童1人につき1枚ずつ提出）
- ☐ ②入所申込補助票
- ☐ ②-1 児童の健康状況調査票（児童1人につき1枚ずつ提出）
- ☐ マイナンバー記入用紙
- ☐ 保育の必要性を証明する書類（下記の表より、該当する書類について父母それぞれ必要です）

保護者の状況	必要な書類
就労（自営、農業、内職含む）	③就労証明書 （自営・農業・内職の場合は、証明書類を添付）
出産予定者	母子手帳のコピー（保護者名、分娩予定日が確認できる部分）
保護者の疾病・親族等の介護、看護	⑥疾病・介護・看護等申立書 及び 医師の診断書（障害者・療育手帳の写し 等） （本人又は被看護者が保育できない状況、期間がわかるもの）
学校・職業訓練等在学中	⑦在学申立書 及び 在学証明書等 （在学期間、カリキュラムの内容がわかるもの）
求職活動	⑧求職活動申立書（入所を承諾する期間は3ヵ月間となります）

- ☐ 家庭の状況に応じて必要な書類

以下の条件に該当する方のみ必要な書類	
ひとり親世帯	「児童扶養手当証書」または「ひとり親家庭等医療費受給資格者証」の写し
現在離婚調停中の場合	離婚調停中を証明する公的な書類（裁判所等からの証明または期日呼出状）
同居親族に障がい者（児）がいる場合	「障害者手帳」または「療育手帳」の写し

1 施設を利用するためには

(1) 保育を必要とする事由

2・3号（保育）認定を受ける方は、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが要件となります。

保育を必要とする事由	入所可能な期間	保育の必要量
(ア) 仕事を常態としている (自営業、内職、農林漁業も含む)	就労している期間 (最長小学校に入学するまで)	月 48 時間～月 120 時間未満 で保育が必要 →短時間
(イ) 大学・専門学校・ 職業訓練校等に通学している	最終通学日の月末まで	月 120 時間以上で保育が必要 →選択可能 標準時間／短時間
(ウ) 出産する	妊娠中（産前 8 週の月初日） 出産後（産後 8 週の月末）	標準時間
(エ) 災害復旧に従事している	災害復旧が終了するまで	
(オ) 虐待やDVの疑いがある	危険性がなくなるまで	
(カ) 同居の親族等の介護・看護をしている	介護・看護が必要でなくなるまで	選択可能 標準時間／短時間
(キ) 療養が必要な病気を患っている 若しくは心身に障がいをもっている	療養が必要でなくなるまで	
(ク) これから仕事を見つける ※起業準備も含む	入所した日から 3 ヶ月	短時間
(ケ) 育児休業取得時に保育を利用している	最長、出生児童の年齢が 1 歳 になる年度末まで	
(コ) その他、保育が必要であると 判断できるもの	保育を必要とする 状態がなくなるまで	必要に応じて判断する

(2) ならし保育

入所日から概ね 2 週間程度（お子様の状況により長くなる場合があります）は、施設での生活に慣れるための、ならし保育が実施されます。ならし保育とは、お子様が集団生活に慣れていく状況を見ながら、保育時間を数時間程度から徐々に伸ばしていき、最終的には 1 日お預かりすることをいいます。お子様がスムーズに慣れていただくために必要ですので、ご理解、ご協力をお願いします。ならし保育の期間も保育料は通常どおりお支払いいただきます。

(3) 広域入所

[吉野ヶ里町にお住まいで、町外の施設を希望する場合]

吉野ヶ里町にお住まいの方が町外の保育施設を希望する場合は、吉野ヶ里町へ入所申込を行ってください。入所の可否については、希望する施設が所在する市区町村が決定します。

※ 広域入所を希望する場合は、事前に施設所在地の市区町村へ申込の可否や受付期間などをご確認ください。

[町外にお住まい、吉野ヶ里町内の施設を希望する場合]

町外にお住まいの方も吉野ヶ里町内の保育施設への申込みが可能です。申込は住民票のある市区町村で行ってください。入所の可否については、申込みを行った市区町村を通じてお知らせします。なお、利用調整にあたっては、原則として吉野ヶ里町在住の児童を優先します。

[吉野ヶ里町へ転入予定で、吉野ヶ里町内の施設を希望する場合]

現在町外にお住まいであっても、入所希望日までに吉野ヶ里町へ転入予定の場合は、吉野ヶ里町へ直接入所申込みを行うことができます。ただし、入所が内定または決定した場合であっても、入所日までに吉野ヶ里町へ転入されないときは、入所決定を取り消す場合がありますのでご注意ください。

(4) 特別な配慮が必要なお子さまの申込みについて

心身の発達に関して支援が必要なお子さまや、食物アレルギーなど健康面で特別な配慮が必要なお子さまについては、申込み前に希望する施設へご相談ください。施設では、お子さまが安全に集団保育を受けられることを前提に受入れの可否や必要な支援体制を確認します。お子さまの状況や施設の受入体制によっては、希望する施設での受入れができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 申込期間と結果通知の発送

入園希望月	受付期間・受付締切日						結果通知発送（予定）
4月	第1次	令和8年	11月2日	（月）	～	令和8年 11月27日	令和9年2月上旬 ※第2次受付分は 第1次受付結果発送後
	第2次	〃	12月1日	（火）	～	〃 12月25日	
5月		令和9年	3月1日	（月）	～	令和9年 3月31日	〃 4月中旬
6月		〃	4月1日	（木）	～	〃 4月30日	〃 5月中旬
7月		〃	5月6日	（木）	～	〃 5月31日	〃 6月中旬
8月		〃	6月1日	（火）	～	〃 6月30日	〃 7月中旬
9月		〃	7月1日	（木）	～	〃 7月30日	〃 8月中旬
10月		〃	8月2日	（月）	～	〃 8月31日	〃 9月中旬
11月		〃	9月1日	（水）	～	〃 9月30日	〃 10月中旬
12月		〃	10月1日	（金）	～	〃 10月29日	〃 11月中旬
1月		〃	11月1日	（月）	～	〃 11月30日	〃 12月中旬
2月		〃	12月1日	（水）	～	〃 12月28日	令和10年1月中旬
3月		令和10年	1月4日	（火）	～	令和10年 1月31日	〃 2月中旬

※受付期間を過ぎて提出された申込みは、当月分としてはお受けできません。

※入所決定は、受付順ではありません。受付期間中に申し込みがあった人のうち、

保育の必要性が高いと判断された方から決定しますので、ご希望に添えないことがあります。

3 入所事前調整（育児休業者向け）

産後休暇・育児休業が終了し、あらかじめ年度の途中で職場復帰が決まっている方を支援する目的で、入園希望月の前々月に内定を行います。通常の申込より1ヶ月早く調整するため、その後の対応を取りやすくなります。また、職場復帰とならし保育のタイミングを考慮して、月の前半に職場復帰が必要な方は入園月を選択できるようにしています。

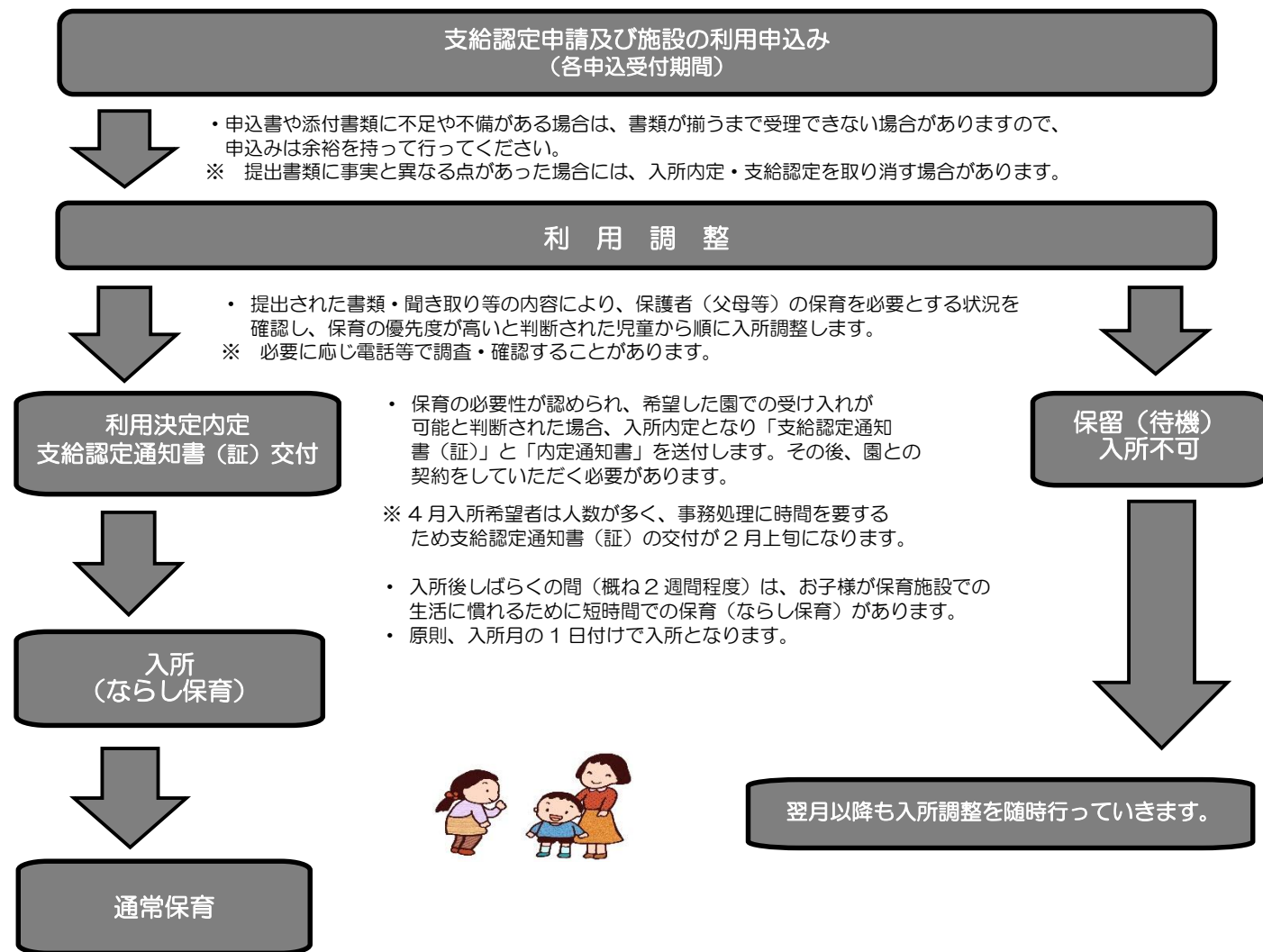
職場復帰の日	入園希望月	受付期間・受付締切日						結果通知発送（予定）
5月1日～6月14日	5月	R9年	2月1日	（月）	～	R9年 2月26日	（金）	令和9年3月中旬
6月1日～7月14日	6月	〃	3月1日	（月）	～	〃 3月31日	（水）	〃 4月中旬
7月1日～8月14日	7月	〃	4月1日	（木）	～	〃 4月30日	（金）	〃 5月中旬
8月1日～9月14日	8月	〃	5月6日	（木）	～	〃 5月31日	（月）	〃 6月中旬
9月1日～10月14日	9月	〃	6月1日	（火）	～	〃 6月30日	（水）	〃 7月中旬
10月1日～11月14日	10月	〃	7月1日	（木）	～	〃 7月30日	（金）	〃 8月中旬
11月1日～12月14日	11月	〃	8月2日	（月）	～	〃 8月31日	（火）	〃 9月中旬
12月1日～1月14日	12月	〃	9月1日	（水）	～	〃 9月30日	（木）	〃 10月中旬
1月1日～2月14日	1月	〃	10月1日	（金）	～	〃 10月29日	（金）	〃 11月中旬
2月1日～3月14日	2月	〃	11月1日	（月）	～	〃 11月30日	（火）	〃 12月中旬
3月1日～4月14日	3月	〃	12月1日	（水）	～	〃 12月28日	（火）	令和10年1月中旬

4 マイナンバーの記載

保育所等の入所申込みの際に提出いただく申込書に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。原則マイナンバーの提示が必要ですが、忘れてしまった場合でもそのまま手続きを進めることができます。ただし、その場合であってもマイナンバーの利用の必要性が生じたときは、お子さま及びその保護者のマイナンバーを確認・取得し利用することがありますので、あらかじめご承知おきください。

5 施設利用の流れ

(1) 施設利用の流れ



6 保育の必要量

保護者の就労時間や保育を必要とする事由（2 ページ）の種類により、預かり時間を最大 11 時間とする「保育標準時間」と、最大 8 時間とする「保育短時間」とに分けて保育の必要量を認定します。

保育標準時間	1 日あたり最大 11 時間までの利用（11 時間を超えての利用は延長保育）
保育短時間	1 日あたり最大 8 時間までの利用（8 時間を超えての利用は延長保育）

※ステラキッズ三神は延長保育を行っていません。

(例)

7:30	8:30	16:30	18:30
保育標準時間（11時間）			延長保育
延長保育	保育短時間（8時間）		延長保育

●町内保育所の標準時間、短時間は次のとおりです。

	標準時間	短時間
くるみこども園、きらり、吉野ヶ里保育園 スクルドエンジェル保育園吉野ヶ里園	7:00～18:00	8:30～16:30
吉野ヶ里こども園、ステラキッズ三神	7:30～18:30	

※ 保育必要量の切り替えは、月途中では行いません。保育を必要とする事由に変更が生じた場合には、すぐにこども・保健課でお手続きをお願いします。毎月 25 日までに届け出をいただいた方のみ、翌月から保育必要量が変更となります。26 日～31 日の間に届け出をいただいた方につきましては、翌々月から保育必要量が変更となりますのでご注意ください。

7 保護者が負担する保育料

【令和9年度】 3号認定 保育所・認定こども園 月額保育料 早見表

階層区分（3号認定）				3号							
				3歳未満児（4月1日時点）							
				標準時間認定			短時間認定				
				第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子		
ひとり親世帯等の軽減範囲の拡大（一子を半額・二子以降を無料）及び多子世帯軽減制度（年齢制限撤廃）で判断	多子世帯の保育料負担軽減 制限撤廃（扶養子ともがいる場合） 【年齢】	第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	↑ 年収360万円未満相当の範囲 ↓	↑ ひとり親世帯等の年収360万円未満相当の範囲 ↓
		第2階層	非課税世帯	0	0	0	0	0	0		
			（ひとり親世帯等）A-1	0	0	0	0	0	0		
		第3階層	均等割課税世帯 48,600円未満 及び所得割課税額	12,000	6,000	0	11,700	5,850			
			（ひとり親世帯等）A-2	5,500	0	0	5,350	0	0		
		第4階層	所得割課税額 57,700円未満	24,000	12,000	0	23,500	11,750	0		
			（ひとり親世帯等）A-3	9,000	0	0	9,000	0	0		
		第4階層	所得割課税額 77,101円未満	24,000	12,000	0	23,500	11,750	0		
			（ひとり親世帯等）A-4	9,000	0	0	9,000	0	0		
		就学前子どもの数	第4階層	所得割課税額 97,000円未満	24,000	12,000	0	23,500	11,750		
第5階層	所得割課税額 169,000円未満		37,000	18,500	0	36,300	18,150	0			
第6階層	所得割課税額 301,000円未満		44,000	22,000	0	43,200	21,600	0			
第7階層	所得割課税額 397,000円未満		46,000	23,000	0	45,200	22,600	0			
第8階層	所得割課税額 397,000円以上										

- ・ 所得割課税額は保護者（主に父母）の合算を使用します。
- ・ 1号認定、2号認定の児童は保育料が無償です。
※2号認定の児童は、満3歳になった後の4月1日から無償です。

ひとり親世帯等とは

- 母子家庭・父子家庭等のひとり親母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- 障害のある方（児童）の世帯で次のいずれかに該当する世帯
 - ①身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - ②療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者福祉手帳の交付を受ける者
 - ④特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

- ・ 多子世帯の利用者負担額計算における子どものカウント方法について 【3号】
複数の児童が保育施設を利用する場合は、児童の認定区分により軽減内容が変わります。
きょうだいで通園する施設が異なる（認定区分が異なる）場合も、カウント方法は同じです。

年収 360 万円未満相当の多子世帯…第 1 階層～第 4 階層（市町村民税の所得割課税額 57,700 円未満）
※ひとり親世帯等の場合は、77,101 円未満



- ・ 年齢を問わず「生計を一にする」子どもをカウントする

年収 360 万円以上相当の多子世帯…第 4 階層（市町村民税の所得割課税額 57,700 円以上）～第 8 階層
※ひとり親世帯の場合は、77,101 円以上



- ・ 小学生以上の子が何人いても「第○子」のカウントに関係なし
- ・ 就学前の子ども（教育・保育施設等に通っているまたは事業を利用している）をカウントする

- ・ 保育料を算定する市町村民税額の計算には、「住宅借入金等特別控除」「配当割・株式譲渡所得割額控除」「配当控除」「外国税額控除」「寄附金控除」は適用されません。控除前の金額で計算となります。

【父母ともに非課税の場合】

父母のいずれも市町村民税が非課税かつ前年（4 月～8 月については前々年）の収入が 103 万円未満だった場合、同一世帯の生計主宰者の市町村民税額で保育料を算定させていただきます。（祖父母、兄弟姉妹など）

【保育料の決定、切り替え時期】

保育料は、入所児童と同じ世帯に属し、生計を一つにしている父母の市町村民税所得割課税額の合計によって決定します。
また、新制度では、4 月から 8 月分までは前年度分、9 月から翌 3 月までは当年度分の市町村民税所得割課税額により保育料を決定します。ただし、保育料決定後、税額の更正などが生じた場合は、遡って保育料の変更を行う場合があります。

4 月分～8 月分	前年度 市町村民税の所得割課税額により算定
9 月分～翌年 3 月分	当年度 市町村民税の所得割課税額により算定

※未申告等により税情報が確認できず保育料の算定ができない場合は、各年齢の最高額で保育料が賦課されます。
書類の提出後に正式に算定を行い差額が生じた場合は、追徴または還付を行います。

※児童が在籍している限りは、長期欠席でも保育料はお支払いいただくことになります。
退所届が提出されるまで、退所扱いにはなりませんのでご注意ください。

【保育料の納付について】

[保育所]

- 納付書払いまたは口座振替
※口座振替をご希望の場合は、事前に金融機関に口座振替依頼書の提出が必要です。
（口座振替依頼書はこども・保健課にあります。）

[認定こども園・地域型保育給付施設]

- 保育料の納付は各施設に行います。施設毎に納付方法等が異なるため施設に確認をお願いします。

[滞納について]

- 毎月の納期限内にお支払いがなかった場合は「督促状」または「催告状」が届きます。速やかに納付書にて納付してください。
本来の保育料のほかに、督促手数料及び延滞金が発生する場合がありますのでご注意ください。
- 保育料を指定の期日までに納付されなかった場合には、勤務先・自宅などへ電話や調査を行い、法令等に基づき、給与の差し押さえなど滞納処分を行うことがあります。

8 給食費（食材料費）

保育所、認定こども園、幼稚園に通う 1 号認定・2 号認定こどもの給食費（食材料費）は、施設（園）による実費徴収となります。金額や徴収方法は、施設により異なりますので、在園施設にご確認ください。

（1）副食費の免除

次の要件に該当する 1 号・2 号認定子どもは副食費（おかずや牛乳、おやつ等）が免除となります。

- ・年収 360 万円未満相当世帯の子ども
- ・所得階層にかかわらず、第 3 子以降の子ども

<1号認定子ども>

階第 層 1	生活保護世帯		第1子	第2子	第3子	↑ 年 収 3 6 0 万 円 未 満 相 当 の 範 囲 ↓
第 2 階 層	非課税世帯（所得割非課税世帯含む）		第1子	第2子	第3子	
		（ひとり親世帯等）	第1子	第2子	第3子	
第 3 階 層	所得割課税額 77,100円以下		第1子	第2子	第3子	
		（ひとり親世帯等）	第1子	第2子	第3子	
階第 層 4	所得割課税額 211,200円以下		第1子	第2子	第3子	
階第 層 5	所得割課税額 211,201円以上		第1子	第2子	第3子	

<2号認定子ども>

階第 層 1	生活保護世帯		第1子	第2子	第3子以降	↑ 年 収 3 6 0 万 円 未 満 相 当 の 範 囲 ↓	↑ ひ と り 親 世 帯 等 の 年 収 3 6 0 万 円 未 満 相 当 の 範 囲 ↓
第 2 階 層	非課税世帯		第1子	第2子	第3子以降		
		（ひとり親世帯等）	第1子	第2子	第3子以降		
第 3 階 層	均等割課税世帯及び所得割課税額 48,600円未満		第1子	第2子	第3子以降		
		（ひとり親世帯等）	第1子	第2子	第3子以降		
第 4 階 層	所得割課税額 57,700円未満		第1子	第2子	第3子以降		
		（ひとり親世帯等）	第1子	第2子	第3子以降		
第 4 階 層	所得割課税額 77,101円未満		第1子	第2子	第3子以降		
		（ひとり親世帯等）	第1子	第2子	第3子以降		
階第 層 4	所得割課税額 97,000円未満		第1子	第2子	第3子以降		
階第 層 5	所得割課税額 169,000円未満		第1子	第2子	第3子以降		
階第 層 6	所得割課税額 301,000円未満		第1子	第2子	第3子以降		
階第 層 7	所得割課税額 397,000円未満		第1子	第2子	第3子以降		
階第 層 8	所得割課税額 397,000円以上		第1子	第2子	第3子以降		

※ 色の付いた部分が免除対象者となります。

※ 免除対象者には、お知らせをします。

※ 第 3 子以降の子どもの算出基準については、これまでの保育料の多子免除と同じになります。

	1 号認定子ども	2 号認定子ども
年収 360 万円未満相当	年齢にかかわらず被監護者の数（別居・別生計を含む）	
年収 360 万円相当以上	小学校第 3 学年修了前（同一世帯内のみ）	小学校就学前（同一世帯のみ）

※ 3 号認定の子どもは、副食費の徴収はありません（保育料に含まれているため）。

Q1. 申込みをすれば必ず入園できますか？

A. 必ず入園できるとは限りません。入園希望者が定員を超過した場合は、保育の必要性の高い方からの入所となりますのでご了承ください。不承諾になった場合も想定しておいてください。

Q2. 保育園の空き状況を教えてもらえますか？

A. 申し訳ありませんが、空き状況はお伝えしていません。空き状況は変動するため、お問い合わせ時点での状況をご案内することが難しいためです。入園をご希望の場合は、入園希望月に合わせた受付期間内にお申込みをお願いします。

Q3. 「保育の必要性が高い方」とは、どのような基準で判断されますか？

A. 入所を希望した方は、保育の必要性を点数化して点数の高い方から希望する保育所への入所を調整しています。点数は保護者の「基礎点」に加えて調整事項となる「加点・減点」の項目があり、その合計点を選考の資料としています。点数については「保育施設入所調査基準表」をホームページ上で公開しています。

Q4. 希望する施設名は第4希望まですべて記入しなければいけませんか？

A. 記入いただいている施設の上位希望施設より入所調整を行います。また、第4希望まで記入された場合は入所の選考の際に加点対象となります。

Q5. 兄弟児は優先して同じ園にしてもらえますか？

A. 出来るだけ兄弟は同じ保育園になるよう考慮していますが、空き状況により難しい場合があります。

Q6. 求職中でも申込みはできますか？

A. 申込みは可能です。就労している場合でも不承諾になる方がいる状況ですので十分ご承知の上お申し込み下さい。また、求職を理由に入所できた場合、90日を基本的な期間として入所決定をします。90日以内に、就労が決まらない場合（月労働時間48時間以上）退園となります。

Q7. 入園後に仕事を辞めた場合はどうなりますか？

A. 自己都合・会社都合を問わず、お子さまにとっては本来保育してくれる保護者がいる状況となるため、保育条件がなくなり退園となります。ただし、その後求職活動をする場合は、一定期間内に就労証明書を提出していただきます。

Q8. 認定を受けた保育時間内であれば、ずっと預けてもいいですか？

A. お子様をお預かりするのは、保護者の方が就労等の事由により保育を必要とする時間に限ります。認定を受けた保育時間は利用可能な上限時間となりますので、お仕事や通勤時間など、実際に保育が必要な時間に合わせて送迎していただきますよう、ご協力をお願いいたします。



13 町内保育施設一覧

吉野ヶ里保育園（公立）		
所在地	吉野ヶ里町吉田 999 番地	
電話番号	(0952) 52-3024	
開設年月	昭和 48 年 6 月 1 日	
開設時間	平日	7：00～18：00(延長～19：00)
	土曜日	7：00～18：00（要勤務証明）
	休日	
対象児童	生後6か月児以上	
保育方針	・家庭的な温かい雰囲気の中で、一人ひとりの子どもの個性を大切にしながら思いやりのある優しい心とたくましい体づくりを目指します。 ・自分で考え行動できる子ども ・思いやりのあるやさしい子ども ・健康で元気に活動できる子ども 	
独自のサービス等	・一時預かり保育 ・地産地消(吉野ヶ里町内の生産者より果物や野菜を取り寄せ、安心安全な給食を提供) ・経験豊富な職員による、子育て相談	
主な行事	4・5・6月 ・入園式 ・いちご狩り ・保育参観 ・親子運動会	7・8・9月 ・プール開き ・夏祭り　・すいか割り
	10・11・12月 ・芋ほり ・餅つき　・生活発表会	1・2・3月 ・豆まき　・卒園式 ・ひなまつり　・保育参観 ・お別れ遠足(長男)

地図





保育料以外

- ・入園時に保育用品の購入
- ・白ポロシャツと紺色クォーターパンツの購入（3,4,5 歳児）
- ・父母の会費（1,000 円/月）
- ・月刊絵本代(400 円程度/月)
- ・副食費（3・4・5 歳児別途徴収）
- ・ご飯持参(3・4・5 歳児)
- ・延長保育料（利用者のみ）

くるみこども園（認定こども園/私立）			
所在地	吉野ヶ里町大曲3463番地2		
電話番号	0952-52-4083		
開設年月	昭和47年1月1日（令和4年4月、こども園へ移行）		
開設時間	平日	7:00～18:00（延長～19:00）	
	土曜日	7:00（7:30）～18:00	
	休日		
対象児童	生後3か月児以上		
保育方針	「くるみの火の理念」に基づき運営 ①おもいやりの火 ③がんばりの火 ②やさしさの火 ④たくましさの火 		
独自のサービス等	・モンテッソーリ教育 ・学研幼児教室（かがくタイム） ・縦割りクラス編成 ・英会話教室 ・地域活動事業 ・体操教室		
主な行事	4・5・6月 入園式 くるみこども祭り 園児引き渡し訓練 芋苗植え 鯉のぼり見学（年長）	7・8・9月 七夕祭り、プール開き お茶会（年長） 夕涼み会（年長） フリー参観	保育料以外 入所時：園児服、体操服、教材、カバン等 入所後：月刊絵本代約500円程度/月 ：諸経費等必要 ：スイミング（5歳以上希望者） 延長保育料： 200円/回（開設時間後30分毎） 500円/回（19時以降15分毎） 1号認定・短時間保育は別途
	10・11・12月 芋掘り、七五三参拝、運動会 バルーンフェスタ（年長） 保育参観&講演会 クリスマス会、もちつき	1・2・3月 カルタ大会、お遊戯会 豆まき、雛祭り 卒園式	
入園説明会について		令和8年10月17日（土） 9:30受付 10:00開始【予約制】 ※説明会の内容については、直接園へお問い合わせください。	

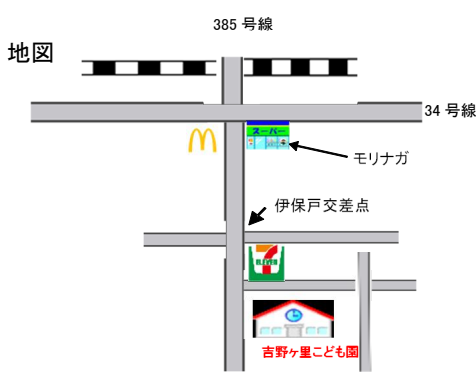
地図





吉野ヶ里こども園（認定こども園/私立）			
所在地	吉野ヶ里町田手 505 番地		
電話番号	0952-52-2080		
開設年月	平成 22 年 4 月		
開設時間	平日	7：30～18：30（延長～19：00）	
	土曜日	8：00～18：00	
	休日		
対象児童	生後6カ月児以上		
保育方針	教育方針 自らよく遊び、よく食べ、よく聴き、よく考え行動し、与えることを喜び心、思いやりのある心、進んで行動する心、ともに生きる心を育てます。		
	目指すこども像 1、元よく挨拶のできる子ども 2、人の話をよく聴く子ども 3、おもいっきり遊び（行動する）子ども 4、ルールを守って集団生活のできる子ども		
独自のサービス等	・子育て支援事業（こころ広場）こころわらべうた 月 1 回 キッズデー 月 2～3 回 ふれあいデー 週 3 回 大きいこころ 月 1 回 赤ちゃんこころ 月 1 回 ヨガ教室 4 回 ハンドメイド 2 回 食育教室 月 1 回 こころクッキング 4 回		
主な行事	4・5・6月 ・入園式・家庭訪問・親子親睦会・花祭り・プール開き・泥んこ遊び・田植え・保育参観		7・8・9月 ・個人面談 ・お泊り保育（年長児）
	10・11・12月 ・運動会・秋祭り・稲刈り ・芋ほり・味噌づくり ・成道会・生活発表会		1・2・3月 ・もちつき・豆まき・造形展 ・涅槃会・保育参観・個人面談 ・お別れ遠足・卒園式
入園説明会について		令和 8 年 10 月 3 日（土） 9：30 受付 10：00 開始 ※説明会の内容については、直接園へお問い合わせください。 ※説明会の予約は不要です。	

地図

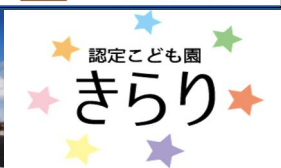




保育料
以外

入所時：園児服、体操服、教材、カバン等
入所後：月刊絵本代約 500 円程度/月
：諸経費等必要

延長保育料：
100 円/回（18 時半以降 19 時まで）
1 号認定・短時間保育は別途

きらり（認定こども園/私立）			地図	
所在地	吉野ヶ里町立野 1077 番地		34号線	
電話番号	0952-37-7577		吉野	
開設年月	平成 29 年 4 月		くまもと整骨院	
開設時間	平日	7:00~18:00（延長~19:00）	陸上自衛隊	
	土曜日	7:00~18:00	佐賀エレクトD	
	休日		ゴール工場	
対象児童	生後3か月児以上		きらり	
保育方針	子どもの未来について考え、行事を通して子ども達の自主性・意欲性・協調性・創造性を伸ばすと共に情緒豊かな素直で明るい健康な子どもに育つよう努力し、0歳から5歳までの日々の生活はもちろん小学校へのステップアップの力になれるよう努めます。また、モンテッソーリ教育を主体とし子どもの能力や人格を高めていきます。			
独自のサービス等	・モンテッソーリ教育 ・縦割りクラス編成 ・一時預かり保育 ・地域活動事業			
主な行事	4・5・6月 入園式 芋苗植え 運動会 給食交換会			
	7・8・9月 七夕祭り、プール開き 夏祭り サマーキャンプ（年長） フリー参観			
	10・11・12月 芋掘り、七五三参拝 クリスマス会 お遊戯会			
	1・2・3月 個人面談 豆まき、保育参観 お茶会（年長）、卒園式			
入園説明会について		令和 8 年 10 月 17 日（土） 10:00~ 【予約制】 ※説明会の詳細については、直接園へお問い合わせください。		

スクルドエンジェル保育園 吉野ヶ里園 (小規模保育事業 A 型/私立)			地図	
所在地	吉野ヶ里町三津 752-1			
電話番号	0952-65-3477			
開設年月	令和 4 年 4 月			
開設時間	平日	7:00~18:00 (延長~19:00)		
	土曜日	7:00~18:00 (延長~19:00)		
	休日			
対象児童	生後 2 か月児以上			
保育方針	＜保育方針＞ ・一人一人の子どもの状況や発達過程を踏まえ、子どもが自ら伸びゆく力に愛情をもって支える ・子ども、家庭、職員が共に育て合う保育園を目指す ・家庭的な雰囲気の中で、保育士に対して安心感と信頼感を持てるような関わりを持つ ＜保育目標＞ ・のびのび遊び、生きる力を持った子・元気に挨拶ができる子 ・想像力豊かで物事をよく考える子			
	独自のサービス等	スクルドエンジェル保育園では、この非常に大切な時期に、お子さまの情操を十分に養い、国際的な感覚を乳幼児の時期から自然に身につける環境を提供するために「モンテッソーリ教育」を基本に「リトミック」「幼児英会話」等、多彩で質の高い幼児教育プログラムを導入しています		
主な行事	4・5・6月 ・入園式・運動会 ・リズムで遊ぼう	7・8・9月 ・七夕、水遊び・なつまつり ・クッキング		
	10・11・12月 ・ハロウィン・英語で遊ぼう ・クリスマス会お遊戯会	1・2・3月 ・節分会(豆まき)・体で遊ぼう ・ひなまつり・卒園式		

ステラキッズ三神 (小規模保育事業 A 型/私立)				
所在地	吉野ヶ里町豆田 1802-1			
電話番号	0952-20-1061			
開設年月	令和 7 年 4 月			
開設時間	平日	7:30~18:30 (延長なし)		
	土曜日	7:30~18:30 (延長なし)		
	休日			
対象児童	生後 2 か月児以上			
保育方針	お父さんやお母さんが社会の中で「仕事」や「プライベートの充実」という自己実現を通じて生き生きと輝いていれば、その姿を見て育つ子どもたちもきっと生き生きと育ってくれるはずです。 子どもたちが保護者と離れている時間は、私たち保育者が親代わりになり、保護者の皆様と「共に育てる」ことを理念とし、子どもたちと接してまいります。 そして、ただ子どもたちをお預かりし、安全に保育するだけではなく、子どもたちの可能性を最大限引き出す教育を、保育サービスとして提供してまいります。			
独自のサービス等	★絵本の読み語り 1 日 10 冊 ★童謡も 1 日 10 曲歌う ★フラッシュカード ★100 玉そろばん ★口腔発達を強化する口腔体操や食育 ★BLW での離乳食 ★リトミック ★ワーク ★体幹を鍛える活動			
主な行事 ※当園は行事ではなく、日頃の遊びや活動に重きを置いています。	4・5・6月 ・「ようこそセレモニー」	7・8・9月 ・「体育発表会(以上児のみ)」 ・「保育参観」	保育料 以外	未満児さん⇒3,000~4,000 円の用品代 以上児さん⇒体操服(上下セット必ず購入約 8,000 円)+3,000~4,000 円の用品代
	10・11・12月 ・「生活発表会」	1・2・3月 ・「卒園式」		
入園説明会について	令和 8 年 10 月 17 日(土) 9:30 受付 10:00 開始 当園にて開催します。お申し込みは園までご連絡ください。			

小規模保育事業 A 型(保育従事者の全員が保育士または看護師)について

0 歳~2 歳児を対象に、比較的小規模な環境(定員 6~19 名)で、保育を行う施設です。3 歳児(少)に上がる度も引き続き保育の必要性を満たす場合は、優先的に転園できます。希望される場合は、当園の認可外保育所(3 歳~5 歳)への進級も可能です(ステラキッズ三神のみ)。